

3

り災証明書で準半壊と判定された方や床上浸水被害の方への主な支援

★申請時に持参するもの…本人確認書類、通帳 等

資金	① 災害見舞金 (支給) ※対象者には天草市から通知するため、申請は不要ですが、振込口座の申し出が必要	災害により死亡、負傷又は住宅(災害発生時に居住していた建物)に大きな被害を受けた場合、被害の程度に応じて見舞金又は弔慰金を支給します。※天草市に住所を有する方が対象、借家は半額。 ●天草市の制度の場合…床上浸水 5 万円、準半壊 1 万円 【天草市の制度…健康福祉政策課☎24-8805】
	②災害援護資金貸付	災害により負傷又は住宅、家財に大きな被害を受けた場合、被害の程度に応じて生活再建に必要な資金を貸し付けます。 ●家財の損害が価格の 1/3 以上かつ負傷なしの場合…150 万円以内(無利子～1%) 等 【健康福祉政策課☎24-8805】
住宅	③応急修理 ※災害救助法適用分	住宅が準半壊との災害認定を受けた世帯で、そのままでは居住できない場合、日常生活に必要な最小限の部分の応急的な修理を支援します。修理費用を天草市が直接施工業者に支払う制度のため、被災された方に費用が支給されるものではありません。 ●準半壊 35.8 万円以内 【建築課☎32-6797】
減免	④税等の減免 ☐ 市民税 ☐ 固定資産税・都市計画税 ☐ 国民健康保険税 ☐ 後期高齢者医療保険料 ☐ 国民年金保険料 ☐ 介護保険料	災害により住宅等に被害を受けたとき、被害の程度(準半壊のみの場合は対象外)により、税等が減免となる場合があります。 【市民税・固定資産税・都市計画税は…課税課☎32-6050】 【国民健康保険税は…国保年金課国保税係☎24-8802】 【後期高齢者医療保険料・国民年金保険料は…国保年金課高齢者医療年金係☎24-8854】 【第1号被保険者介護保険料は…高齢者支援課☎24-8806】
	⑤医療機関受診時の一部負担金の免除	災害により住宅等に被害を受けたとき、被害の程度(準半壊のみの場合は対象外)により、医療機関受診時の一部負担金の支払いが免除される場合があります。(一定の収入水準以下の世帯のみ。) 【国民健康保険…国保年金課国保給付係☎24-8802】 【後期高齢者医療保険…国保年金課高齢者医療年金係☎24-8854】 ※添付資料等に押印(印鑑)が必要です。 ※健保組合・国保組合は各組合にお問い合わせください。
	⑥介護保険利用者負担額の減免	災害により住宅等に被害を受けたとき、被害の程度(準半壊のみの場合は対象外)により、介護保険利用者負担が減免となる場合があります。 【高齢者支援課☎24-8806】
	⑦障がい福祉サービス等の利用者負担額の減免 ☐ 障がい福祉サービス ☐ 障がい児通所支援 ☐ 補装具 ☐ 自立支援医療 ☐ 療養介護医療	災害により住宅等に被害を受けたとき、被害の程度(準半壊のみの場合は対象外)により、障がい福祉サービス等の利用者負担が減免となる場合があります。 【福祉課☎32-6071】
その他	⑧教科書及び学用品の支給 ※災害救助法適用分 ※幼稚園児、専門学校生、大学生等は対象外	災害により住宅に被害を受け、教科書等を使用することができず、就学上支障のある児童、生徒に教科書等を支給します。 【学校教育課☎24-8813】